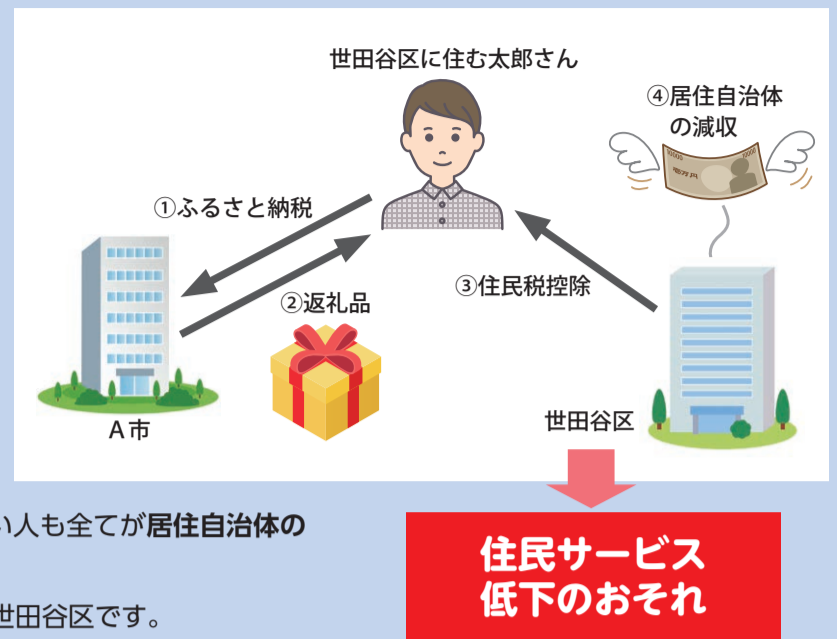


どうして減収が生じるの？

まずは、減収の仕組みを追ってみましょう。

- ①世田谷区に住む太郎さんは、A市にふるさと納税を行いました。
- ②太郎さんは、A市から返礼品をもらうことができました。
- ③翌年、太郎さんは世田谷区に、ふるさと納税制度による控除を申請し、住民税が減額されました。
- ④世田谷区にとっては、**その分が減収となり、住民サービスに充てられるお金が少なくなります。**



これでは、返礼品をもらった太郎さんはもちろん、ふるさと納税をしていない人も全てが居住自治体の減収による住民サービスの低下の影響を被ることになります。
この減収が、積みりに積もって56億円を超える現状になっているのが、今の世田谷区です。

**住民サービス
低下のおそれ**

減収が拡大した主な理由は？

① 地方交付税「不交付団体」への補てんがない

【令和2年度の全国の減収額ランキング】

順位	都道府県	市区町村	減収額	実質的な減収額 (区試算)
1	神奈川県	横浜市	約145億円*	約36億円
2	愛知県	名古屋市	約86億円*	約22億円
3	大阪府	大阪市	約71億円*	約18億円
4	神奈川県	川崎市	約64億円*	約64億円
5	東京都	世田谷区	約56億円	約56億円

75%が地方交付税で補てん

実質的減収額は全国2位に!!

減収額が全国1位の横浜市より、全国5位の世田谷区の方が、**実質的な減収額は遥かに大きい。**

皆さんは、この事実をご存じでしたか？
ふるさと納税による減収は、地方交付税により、減収額の75%が補てんされる仕組みとなっています。
しかし、これは地方交付税交付団体の場合。
地方交付税**不交付団体**の世田谷区や川崎市は、減収額がそのままマイナスとなり、ランキングは逆転します。

▶ 不交付団体にも、国からの補てんが必要です!

② 自治体が国の肩代わりをする不合理なワンストップ特例制度

確定申告せずに、ふるさと納税できる「ワンストップ特例制度」。

ふるさと納税の手続きが簡単になり、制度の利用が飛躍的に伸びましたが、一方で、この制度に伴い、**自治体が国の減収の肩代わりをする**ことになったことは、あまり知られていません。

ワンストップ特例制度の場合、本来所得税(国税)から控除されるはずの金額が、住民税(地方税)から控除されることとなり、自治体にとっては減収額が増加する一因となっています。

〈年収700万円の給与所得者(夫婦、子どもなし)が、令和2年に5万円のふるさと納税を行った場合の控除の例〉

	控除外	住民税(地方税)	所得税(国税)
確定申告の場合	2000円	基本額 4800円 特例控除分 3万3400円	9800円
ワンストップ特例制度の場合	2000円	基本額 4800円 特例控除分 3万3400円	所得税相当分 9800円

本来、国が控除すべき分を、自治体が肩代わり

▶ 肩代わりさせっぱなしの仕組みは見直しを!

③ 「寄附を通じた応援」という理念に基づく運用がなされていない

国は昨年6月にふるさと納税制度の改正を行うまで、返礼品の運用に関し、法に基づくルールを定めてきませんでした。
このため、過剰な返礼品が横行し、返礼品目当てのふるさと納税が急増したことで、**制度の理念は大きく損なわれました。**
この点は、制度改正により一定の是正が図られましたが、「寄附を通じた応援」という理念を実現するためには、ふるさと納税の特例控除*を見直すなど、更なる是正が必要です。

*ふるさと納税制度では、他の寄附金税額控除と異なり、住民税所得割の約2割を限度として、税額控除が認められます。

▶ 寄附とお礼。その正しいあり方の再検討を!

**減収拡大の背景には、上記のような制度の問題点があります。
東京23区は、こうした問題点を国に訴え、制度の是正を求めています。**

